

相手国政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (別紙登記日) (注3)	署 名 者	告示日 番号 (注4)
ニカラグア	貧困農民支援に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	280,000千円 H20. 3.31まで	H20. 2. 1 マナグア で (同日)	日本側 斎藤伸一在ニカラ グア大使 ニカラグア側 サムエル・ サントス・ロペス外務大臣	H20. 2.21 118号
ニカラグア	北部地域教育施設改修及び機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	北部地域教育施設改修及び機材整備計画を実施する ために必要な 1. 教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,016,000千円 H21. 3.31まで	H20. 8.12 マナグア で (同日)	日本側 斎藤伸一在ニカラ グア大使 ニカラグア側 サムエル・ サントス・ロペス外務大臣	H20. 8.26 484号
ニカラグア	貧困農民支援に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	290,000千円 H21. 3.31まで	H20. 9.30 マナグア で (同日)	日本側 斎藤伸一在ニカラ グア大使 ニカラグア側 サムエル・ サントス・ロペス外務大臣	H20.10.17 555号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。